

賛助会員処理基準

(適用範囲)

第1条 公益社団法人自動車技術会会員規則（以下「規則」という。）の賛助会員に関して必要な事項は、この処理基準の定めるところによる。

(再入会時の取扱)

第2条 退会した賛助会員が再入会する場合、再入会の時期が次の各号の一に該当する場合は、入会金の納入を必要としない。

- (1) 退会后6カ月以内
- (2) 退会前に納入されていた会費の納入済みの期間内。

2 前項第2号に該当する場合は、その納入済みの期間の会費の納入は必要としない。

(会誌、参加券等の提供)

第3条 賛助会員の会費口数に応じ、次の各号の会誌、学術講演会参加券等を提供する。

- (1) 会誌「自動車技術」

口数に応じ、次の部数の会誌「自動車技術」を発行の都度送付する。

口数9口まで	1部
10口以上19口まで	2部
(以下10口を増すごとに1部を加える)	
90口以上99口まで	10部
100口以上の場合は、個別に定める。	

- (2) 大会の参加聴講券及び前刷集引換券

大会については、すべての賛助会員に参加券を、また、口数5口以上の賛助会員には前刷集引換券を、それぞれの大会の都度口数に応じ次の枚数を、大会プログラムと同時に送付する。

なお、前刷集引換券は、大会会場においてのみ使用することができる。

会費口数	大会参加券	前刷集引換券
1口以上4口まで	1枚	なし
5口以上9口まで	2枚	5冊
10口以上19口まで	3枚	10冊
20口以上39口まで	4枚	15冊
40口以上49口まで	5枚	20冊
50口以上89口まで	同上	全冊(1セット)
90口以上	同上	全冊(2セット)

- (3) シンポジウム参加券

口数が10口以上の賛助会員には、技術会議組織が開催するシンポジウムの参加券を、口数に応じ次の枚数を、年2回に分けて送付する。参加申込みの手続等については、その都度通知する。

なお、本参加券の使用が適用されないシンポジウムについてはホームページ等で告知する。

会費口数	シンポジウム参加券
口数10口以上49口まで	年間2枚
50口以上89口まで	年間4枚
90口以上	年間6枚

(改廃)

第4条 この処理基準の改廃は、総務委員会の議決によるものとし、改正後は速やかに運営企画会議に報告しなければならない。

附 則

- 1 この処理基準は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 3 号の一部改定は、1998年 7 月17日から施行する。
- 3 第 3 条第 3 号の一部改訂は、2005年 6 月13日から施行する。
- 4 第 1 条、第 2 条及び第 3 条の改正ならびに第 4 条の追加は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。（2011年4月1日登記）